

志摩市
循環型社会形成推進地域計画

平成29年12月
(変更) 平成30年10月

志 摩 市

目 次

志摩市 循環型社会形成推進地域計画

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3	施策の内容	8
4	計画のフォローアップと事後評価	15
	添付資料－1 対象地域図	16
	添付資料－2 目標の設定に関するグラフ	17
	添付資料－3 分別区分説明資料	18
	添付資料－4 現有処理施設の概要	19
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	21
	添付資料－5 現状と目標のトレンドグラフ	23
	※地域内の施設の現況は添付資料－1に示す	
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	29
様式 3	地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧	30
参考資料様式 1	施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	31
参考資料様式 6	施設概要（浄化槽系）	32
参考資料様式 7	計画支援概要	33
※参考資料	浄化槽整備区域図（志摩市）	34

志摩市 循環型社会形成推進地域計画

志摩市

平成29年12月20日
(変更) 平成30年10月5日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 志摩市 (平成16年10月1日に、旧磯部町、旧阿児町、旧大王町、旧志摩町、旧浜島町が合併)
面 積 178.94 km²
人 口 51,872人 (平成29年3月31日現在)

(平成29年3月31日、住民基本台帳地区別人口)

地区名	人口(人)	
		構成比
浜島町地区	4,518	8.7%
大王町地区	6,513	12.6%
志摩町地区	10,902	21.0%
阿児町地区	22,159	42.7%
磯部町地区	7,780	15.0%
合計	51,872	100.0%

出典：志摩市HP

(2) 計画期間

本計画は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間を計画期間とする。また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

なお、志摩市の他、鳥羽市及び南伊勢町で構成する鳥羽志勢広域連合については、共同してごみ処理を行うこととして、鳥羽志摩南伊勢地域循環型社会形成推進地域計画を策定し、平成20年6月に環境省から承認を受け既に終了している。

(3) 基本的な方向

志摩市は、三重県の東南部に位置し、北部は伊勢市・鳥羽市に、西部は南伊勢町、南部及び東部は太平洋に接している。市全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、英虞湾・的矢湾などのリアス式海岸をはじめ、湾内に大小の島々が点在する様は、志摩を代表する美しい景観として知られている。また、四季を通じて温暖な気候であるため、豊富な海の幸、山の幸に恵まれている。

志摩市では、「ごみの減量化・再資源化をごみ処理の中心とし、加えて適正処理を推進することで快適で住み良いまちづくりを進める」に基づいて施策を展開してきた。ごみの発生・排出抑制を推進するとともに、平成25年度には分別収集区分の統一、平成26年度には広域処理を開始し、ごみの適正処理及び資源回収や熱エネルギーの有効利用に取り組むなど、循環型社会の構築に努めている。今後とも引き続き、市民・事業者・行政が一体となって3Rの取り組みを推進することにより、持続的な循環型社会を構築することを基本理念としている。

このような基本理念に基づき、ごみ処理に関する基本方針を設定している。

- ごみの発生抑制・排出抑制の推進
- 資源分別排出及びリサイクルの推進
- 環境に配慮した適正処理の推進

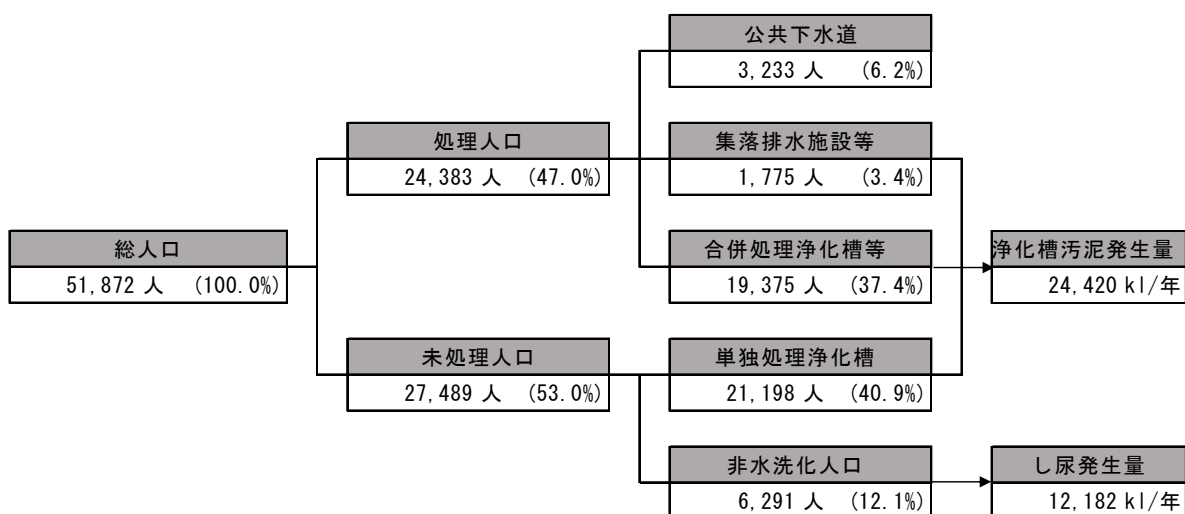
また、生活排水処理についても、志摩市の一次産業の基盤となる水環境への影響が懸念されることから、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備促進に努めるとともに、適正な管理指導及び生活排水に係る啓発活動を通じて各家庭からの発生源対策を充実させることにより、公共用水域の水質改善や生活環境の改善を目指すこととしている。

(2) 生活排水処理の現状

平成28年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で51,872人であり、水洗化人口は、24,383人、汚水衛生処理率約47%である。

し尿発生量は、12,182k l /年、浄化槽汚泥発生量は、24,420k l /年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は36,602k l /年である。



出典：志摩市資料，平成28年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図2 生活排水の処理状況フロー(平成28年度)

(3) 一般廃棄物等の処理目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化，再利用に関する現状と目標

指標・単位		現状（割合※1） （平成28年度）	目標（割合※1） （平成35年度）
排出量	事業系総排出量	4,777 トン	3,634 トン (-23.9%)
	1 事業所当たりの排出量※2	1.61 トン/事業所	1.21 トン/事業所 (-24.8%)
	生活系総排出量	13,774 トン	11,314 トン (-17.9%)
	1 人当たり排出量※3	220 kg/人	193 kg/人 (-12.3%)
	合計事業系生活系排出量合計	18,551 トン	14,948 トン (-19.4%)
再生利用量	直接資源化量	126 トン (0.7%)	135 トン (0.9%)
	総資源化量	3,768 トン (20.1%)	3,038 トン (20.1%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	4,626 MWh	3,726 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	14,320 トン (77.2%)	11,908 トン (79.7%)
最終処分量	埋立最終処分量等	671 トン (3.6%)	180 トン (1.2%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合、総資源化量は搬出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

※4 事業所数はH26経済センサスの事業所数2,960事業所でH28, H35ともに計算

※5 エネルギー回収量は焼却処理量で按分：志摩市64%，鳥羽市36%

出典：平成28年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)，ごみ処理基本計画(志摩市，平成28年3月)

《用語の定義》

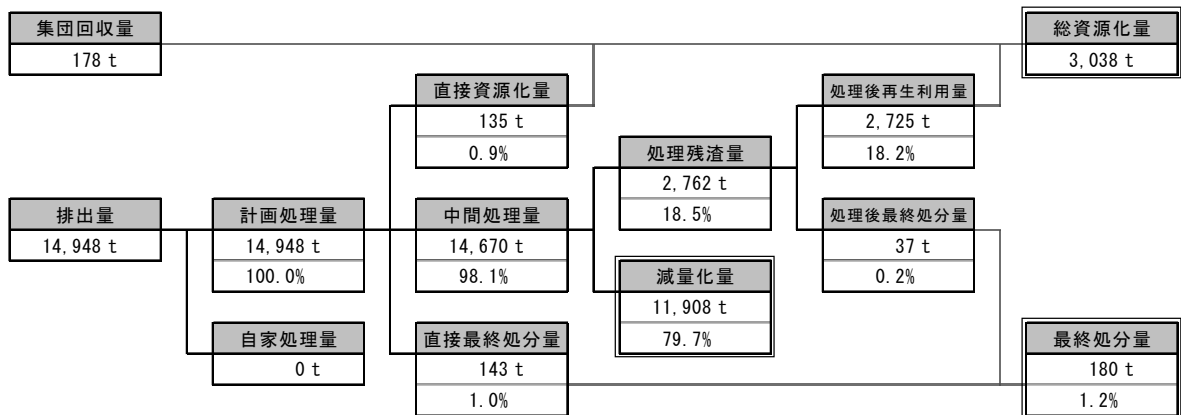
排出量：事業系ごみ，生活系ごみを問わず，出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量，直接資源化量，中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋め立て処分された量〔単位：トン〕



出典：ごみ処理基本計画(志摩市，平成28年3月)

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成35年度）

(4) 生活排水処理の目標

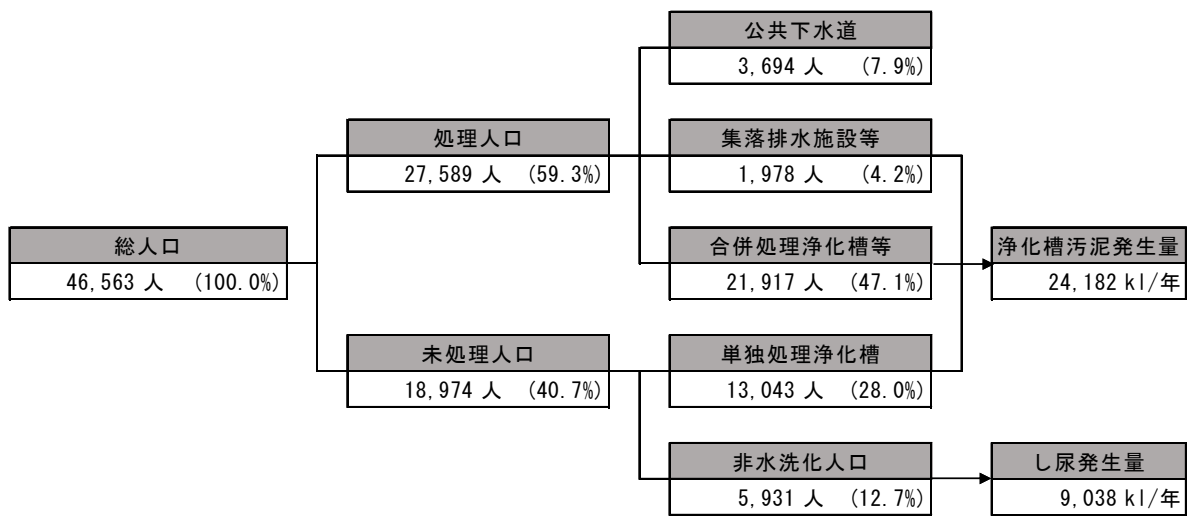
生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区分		平成28年度実績	平成35年度目標
処理形態別人口	公共下水道	3,233人 (6.2%)	3,694人 (7.9%)
	農業・漁業集落排水施設	1,775人 (3.4%)	1,978人 (4.2%)
	合併処理浄化槽	19,375人 (37.4%)	21,917人 (47.1%)
	未処理人口	27,489人 (53.0%)	18,974人 (40.7%)
合計		51,872人	46,563人
し尿の量・汚泥	汲み取りし尿量	12,182キロリットル	9,038キロリットル
	浄化槽汚泥量	24,420キロリットル	24,182キロリットル
	合計	36,602キロリットル	33,220キロリットル

出典：志摩市資料，平成28年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

平成35年度データは生活排水処理基本計画(志摩市，平成28年3月)



出典：生活排水処理基本計画(志摩市，平成28年3月)

図4 目標達成時の生活排水の処理フロー（平成35年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制，再使用の推進

ア 環境教育，普及啓発の充実

市民，事業者に対してごみの減量化・再生利用，さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに，啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ，新たな啓発手法の開発を進める。

イ 容器包装廃棄物の排出抑制

レジ袋の有料化やノーレジ袋・マイバック持参運動を推進するとともに，小売店・スーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかけ，各種団体と協力してレジ袋の削減及び過剰包装の抑制に取り組む。

また，リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進が図られるよう，関係者間の連携構築と普及啓発に努める。

ウ 生ごみ減量化の推進

市民に対して，家庭内でのエコクッキング等による食品ロスの削減や水切りの徹底について啓発するとともに，電気式家庭用生ごみ処理機の購入助成制度の周知と関連情報の提供を積極的に行う。

エ 資源回収システム等の整備

リサイクル事業奨励交付制度を活用し，子ども会や自治会等の住民団体による資源物の集団回収を拡大する。また，一部地域で実施している家庭廃食油を回収し，バイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルする事業を拡大していく。

さらに，小型家電リサイクル法に基づき，携帯電話やデジタルカメラ等の使用済小型電子機器の回収システムを整備する。

オ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについては，業種に応じたごみの減量化・資源化方法について指導・啓発を行い，事業者責任の確立やごみ減量指導を強化する。

また，条例で定める多量排出事業者等に対して，減量化計画の策定指導を徹底する。

カ 生活排水対策

市民が生活排水の発生源である各家庭の台所，トイレ，風呂，洗濯機等からの生活排水に意識を傾け，水環境について正しく理解するための啓発活動を推進する。

キ 有料化

現在、事業系ごみについては従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。生活系ごみについては指定袋を媒体とした従量制により課金し、小売店前納方式により、処理料金を徴収している。

今後は、排出抑制と、一層の費用負担の公平性確保のため、生活系ごみについても平成34年度を目途に、料金徴収方法、手数料単価について検討を行う。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

志摩市の分別区分及び処理方法は、表3のとおりである。

平成26年4月以降、鳥羽志勢広域連合「やまだエコセンター」の稼働に伴い、志摩市及び鳥羽市の広域処理が開始されている。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては、やまだエコセンターに搬入し処理するが、不燃ごみのうちガラス・陶磁器については、志摩市の最終処分場で直接埋立処分し、資源のうち衣類・布類は志摩市の阿児清掃センターに搬入し資源化する。

また、広域化に伴ってより効率的かつ効果的な収集・運搬が行えるよう、粗大ごみ（直接搬入）については、市民の利便性を考慮して、当面の間エコフレンドリーはまじま及び大王清掃センターにおいて中継輸送を継続実施するが、衣類・布類以外の資源ごみについても効率的・効果的な収集・運搬が行えるよう順次中継施設の整備を進めていくものとする。

広域処理に伴い休止した大王清掃センター、阿児清掃センター等の既存焼却施設については、適正かつ計画的に順次解体していくものとし、その跡地については、中継施設の整備に活用するなど有効利用に努める。また、運用中の最終処分場については、延命化を図るために、埋立物の減量化と搬入管理を徹底するとともに、埋立が終了した最終処分場の適正な閉鎖事業を進める。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、事業者自ら減量化し、生活系ごみの分別区分に準じて受け入れて、処理・処分を行う。

また、事業者に対しては、資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりの推進を要請していく。

さらに、食品リサイクル法に基づいた食品残渣の資源化を推進するよう指導していく。

ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業・漁業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めながら、適正な維持管理が図られるよう努める。

また、し尿や浄化槽汚泥（農業集落排水処理施設等からの汚泥を含む）については、現在と同様、たい肥化を行い、再利用を進める。

エ 今後の処理体制の要点

○広域処理施設「やまだエコセンター」への効率的な収集・運搬を実施するため、中継施設の整備を計画的に推進する。

○合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努める。

表3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成28年度）							今後（平成35年度）						
志摩市							志摩市						
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (トン)	備考	分別区分	処理方法		処理施設等		処理目標 (トン)	備考
			1次処理	2次処理						1次処理	2次処理		
可燃ごみ	焼却等	余熱利用	鳥羽志勢広域連合 高効率ごみ発電施設	(焼却 灰) 委 託等	10,053		可燃ごみ	焼却等	余熱利用	鳥羽志勢広域連合 高効率ごみ発電施設	(焼却 灰) 委 託等	8,300	
不燃ごみの一部 (ガラス・陶磁 器類)	埋立		浜島・大王・志摩一 般廃棄物最終処分場	—	642		不燃ごみの一部 (ガラス・陶磁 器類)	埋立		浜島・大王・志摩一 般廃棄物最終処分場	—	143	
紙類	リサイクル	選別・ 保管	鳥羽志勢広域連合 リサイクル施設	売却 委託	2,953	古紙・紙 類・紙製 容器包装	紙類	選別・ 保管	大王地区 中継施設 ↓ 鳥羽志勢広域連合 リサイクル施設	売却 委託	2,736	古紙・紙 類・紙製 容器包装	
プラスチック製容 器包装		選別・ 圧縮		委託		プラスチック製容 器包装	選別・ 圧縮	委託					
白色トレイ・発砲 スチロール		選別・ 圧縮		委託		ペットボトル	選別・ 圧縮	委託					
ペットボトル		圧縮・ 選別		売却		缶類	圧縮・ 選別	売却					
びん類	選別			委託			びん類	リサイクル	選別	委託			
不燃・粗大ごみ	破砕・ 選別		エコフレンドリーは まじま・大王清掃セ ンター ↓ 鳥羽志勢広域連合 高効率ごみ発電施設	焼却等		可燃ごみ	不燃・粗大ごみ	破砕・ 選別	エコフレンドリーは まじま・大王清掃セ ンター ↓ 鳥羽志勢広域連合 高効率ごみ発電施設	焼却等		可燃ごみ	
				売却		金属類等				売却		金属類等	
衣類・布類	選別		阿児清掃センター	委託	107		衣類・布類	選別	阿児清掃センター	委託	116		
廃乾電池等	保管		鳥羽志勢広域連合 リサイクル施設	委託	19		廃乾電池等	保管	鳥羽志勢広域連合 リサイクル施設	委託	19		
集団回収			売却		208		集団回収		売却		178		

出典：平成28年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、ごみ処理基本計画(志摩市、平成28年3月)

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	サテライトセンター 大王地区中継施設	大王地区中継施設整備事業	0.9t/日	志摩市 大王町地区	H30年度～ H31年度

※現有処理施設の概要を別紙に添付

(整備理由)

事業番号1 旧焼却施設の跡地を活用して、広域ごみ処理施設までのごみの収集・運搬を効率的・効果的に実施する。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	事業主体	直近の整備済 基数(基) (平成28年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置 整備事業	志摩市	6,677	1,500	3,435	H30年度 ～H34年度
合計		6,677	1,500	3,435	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	志摩市中継施設整備事業 (事業番号1)に係る事前 調査・設計等事業	・中継施設設計	H30年度

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再使用、環境物品等の使用促進

不要品交換会やフリーマーケット等を開催する場所や情報を提供し、再利用(リユース)によるごみ減量の推進の場を広げていく。

また、市自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。

イ 災害廃棄物に対する対処方針

災害発生時には、三重県、広域連合及び近隣市町と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととしている。

また、国の災害廃棄物対策指針、三重県災害廃棄物処理計画及び志摩市地域防災計画等を踏まえて策定した「志摩市災害廃棄物処理計画」に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑にごみ処理を行う。

ウ 不適正処理、不法投棄対策

市民及び事業者に対して適正処理への協力を呼びかけ、地域一体となって対策に取り組みとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努める。

エ 海岸漂着物対策

三重県海岸漂着物対策推進計画において最重点地区に指定されている区域については、海岸管理者、県、市町が民間団体等と連携し、清掃活動を拡大・活性化するとしており、市の役割として回収、分別、運搬及びごみ処理施設における受入・処理に係る支援、協力等としている。

本市においても、三重県の対策推進計画に基づき、広域連合とも連携し必要な支援及び協力体制を構築していくものとする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

志摩市は、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、鳥羽志勢広域連合、三重県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

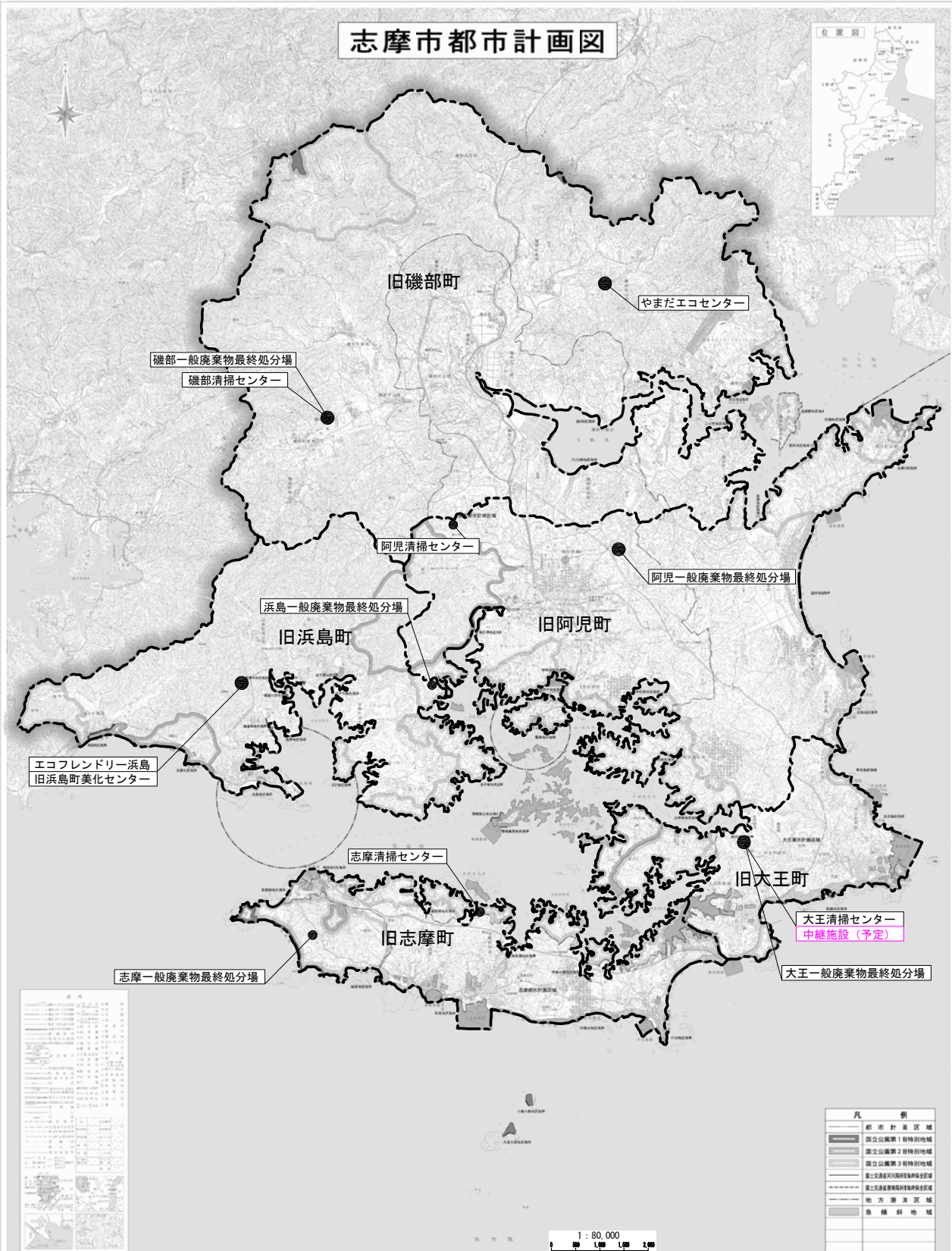
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

志摩市

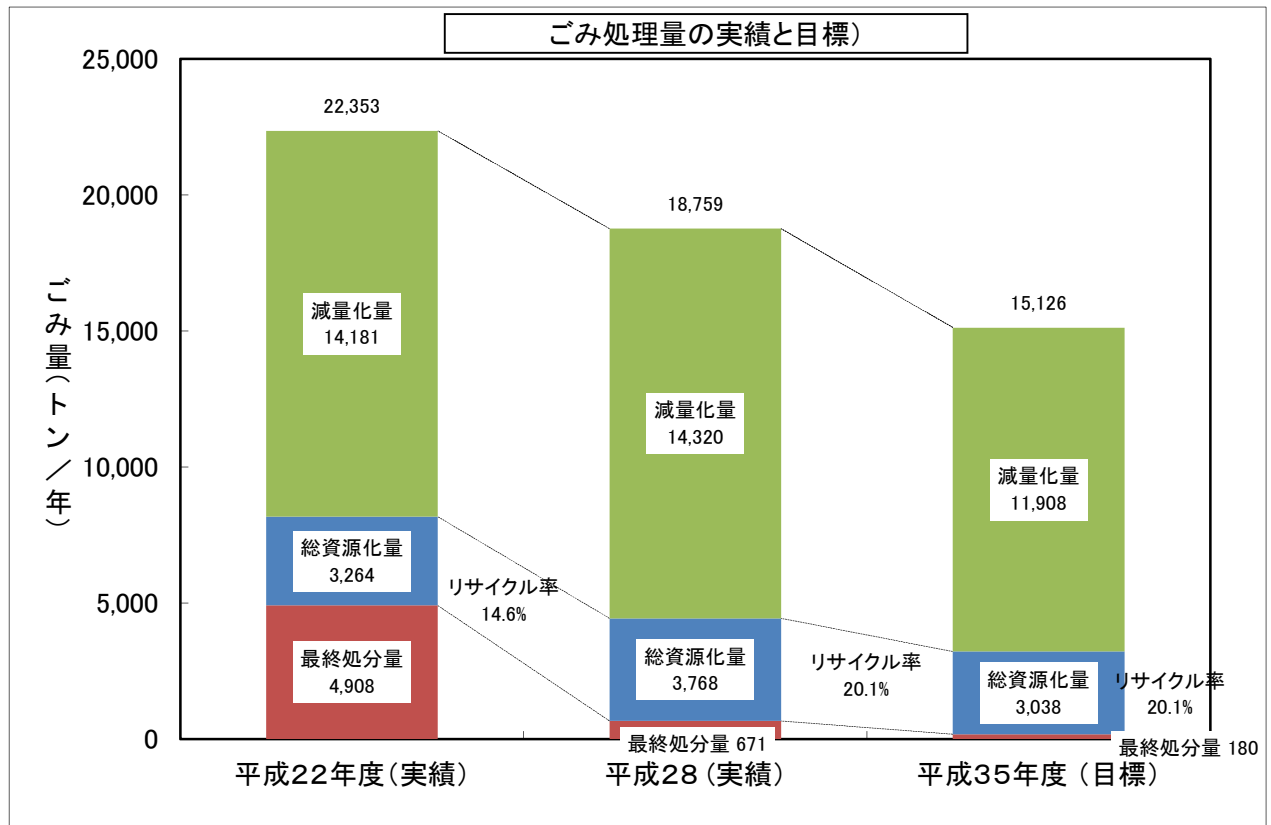
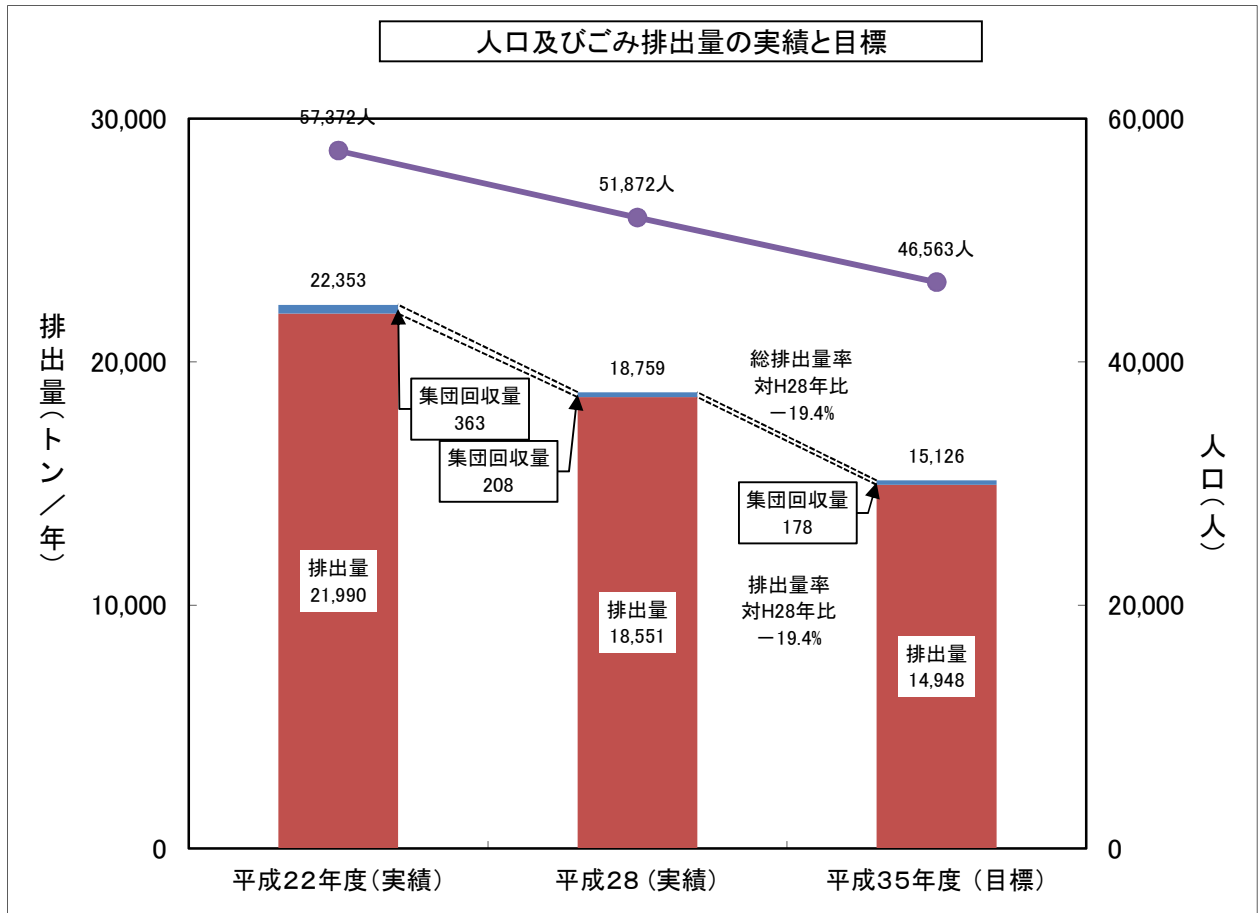
志摩市都市計画図



平成十八年九月

志摩市都市計画センター

■添付資料-2 目標の設定に関するグラフ



注) リサイクル率: 総資源化量 ÷ 総排出量

■添付資料－3 分別区分説明資料

分別区分		収集頻度	排出方法	
可燃ごみ	もやせるごみ	2回/週	指定袋	
不燃ごみ	もやせないごみ	1回/月	指定袋	
	ガラス・陶器類	1回/月	指定袋	
資源ごみ	プラスチック製容器包装	2回/月	指定袋	
	白色トレイ・発泡スチロール	1回/月	指定袋 指定袋に入らない場合は、ひもで縛って集積所に排出	
	ペットボトル	2回/月	指定袋	
	缶	2回/月	指定袋	
	びん	1回/月	指定袋	
	紙類	新聞・チラシ	2回/月	ひもで縛って集積所に排出
		段ボール		
		飲料用紙パック		
		本・雑誌		
		その他の紙（雑紙）		指定袋
衣類・布類	1回/月	指定袋		
乾電池・蛍光管	1回/月	指定袋		
粗大ごみ		－	施設へ直接持込（下記参照）	

*粗大ごみ：直接やまだエコセンターまたは、指定の日にエコフレンドリーはまじま、大王清掃センターに直接持込

添付資料— 4 現有処理施設の概要

■ごみ焼却施設

番号	設置主体	施設名称	所在地	供用開始	改造工事	処理方式	処理能力	備考
1	志摩市 (旧大王町)	大王清掃センター	志摩市大王町波切2 3 2 1	昭和56年	平成14年11月	機械化バッチ燃焼式焼却炉	20t/8h (10t/8h×2炉)	平成20年度稼働休止
2	志摩市 (旧志摩町)	志摩清掃センター	志摩市志摩町和具2690-1	平成11年		機械化バッチ燃焼式焼却炉	30t/8h (15t/8h×2炉)	平成25年度末稼働休止
3	志摩市 (旧阿児町)	阿児清掃センター	志摩市阿児町鶴方477-17, 477-62	昭和58年	平成6年11月 平成14年11月	機械化バッチ燃焼式焼却炉	25t/8h (25t/8h×1炉) 20t/8h (10t/8h×2炉)	25年度末に、 20 t 施設は平成27年1月に稼働休止
4	志摩市 (旧磯部町)	磯部清掃センター	志摩市磯部町山原680-8	昭和58年	平成14年11月	機械化バッチ燃焼式焼却炉	16t/8h (8t/8h×2炉)	平成25年度末稼働休止
5	志摩市 (旧浜島町)	エコフレンドリーはまじま	志摩市浜島町大字塩屋621-20	平成14年		固形燃料化 (RDF)	12t/日	平成25年12月末稼働休止
6	鳥羽志勢 広域連合	やまだエコセンター	志摩市磯部町山田800	平成26年4月		シャフト式ガス化溶融炉	95t/日 (47.5t/24×2炉)	継続稼働中

■粗大ごみ施設、資源化施設等

番号	設置主体	施設名称	所在地	供用開始	処理方式	処理能力	備考
7	志摩市 (旧志摩町)	志摩清掃センター (粗大ごみ処理施設)	志摩市志摩町和具2690-1	昭和63年	併用	20t/5h	平成25年度末稼働休止
8	志摩市 (旧志摩町)	資源化施設 (保管施設)	志摩市志摩町和具2690-1	平成10年		8区分	平成25年度末稼働休止
9	志摩市 (旧浜島町)	エコフレンドリーはまじま (分別作業所)	志摩市浜島町大字塩屋621-20	平成10年	選別・圧縮・梱包	1.9t/日	平成25年度末稼働休止
10	志摩市 (旧大王町)	大王清掃センター (空缶選別圧縮施設)	志摩市大王町波切2321	昭和56年	選別・圧縮・梱包	2t/日	平成25年度末稼働休止
11	志摩市 (旧大王町)	大王清掃センター (発泡スチロール減溶施設)	志摩市大王町波切2321	平成11年	減溶化	0.32t/日	平成25年度末稼働休止
12	志摩市 (旧阿児町)	阿児不燃物処理施設	志摩市阿児町鶴方2637-77	昭和60年	選別・圧縮・梱包	10t/日	平成25年度末稼働休止
13	志摩市 (旧阿児町)	資源化施設 (保管施設)	志摩市阿児町鶴方2637-77	平成10年		4区分	平成25年度末稼働休止
14	志摩市 (旧磯部町)	磯部清掃センター	志摩市磯部町山原680-8	昭和58年	選別・圧縮・梱包	2t/5h	平成25年度末稼働休止
15	志摩市 (旧磯部町)	資源化施設 (保管施設)	志摩市磯部町山原680-8	平成12年		6区分	平成25年度末稼働休止
16	鳥羽志勢 広域連合	やまだエコセンター	志摩市磯部町山田800	平成26年4月	破碎・選別・圧縮成型・梱包・貯留	47t/5h	継続稼働中

■最終処分場

番号	設置主体	施設名称	所在地	供用開始	埋立面積	埋立容積	埋立対象物	備考
18	志摩市 (旧浜島町)	浜島一般廃棄物最終処分場 (迫子)	志摩市浜島町大字迫子字穂持地内	昭和63年	10,010㎡	46,500㎥	ガラス・陶器類	継続稼働中
19	志摩市 (旧大王町)	大王一般廃棄物最終処分場	志摩市大王町波切2321	平成18年3月	5,580㎡	33,100㎥	ガラス・陶器類	継続稼働中
20	志摩市 (旧志摩町)	志摩一般廃棄物最終処分場	志摩市志摩町御座1225	昭和59年 (新設分：平成8年)	18,000㎡ (新設分：6,000㎡)	111,000㎥ (新設分：37,000㎥)	ガラス・陶器類，焼却残渣	継続稼働中
21	志摩市 (旧阿児町)	阿児一般廃棄物最終処分場	志摩市阿児町鶴方2637-77	昭和59年	12,700㎡	82,500㎥	不燃ごみ・粗大ごみ・焼却残渣	平成25年度末埋立終了
22	志摩市 (旧磯部町)	磯部一般廃棄物最終処分場	志摩市磯部町山原675-2外	昭和61年	15,400㎡	50,900㎥	不燃ごみ・粗大ごみ・焼却残渣	平成25年度末埋立終了

■し尿処理施設

番号	設置主体	施設名称	所在地	供用開始	処理方式	処理能力	備考
23	鳥羽志勢広域連合	鳥羽志勢クリーンセンター	鳥羽市白木町247番地10	平成19年6月	高負荷膜分離	155kl/日	継続稼働中

■ごみ飼料化施設，その他の施設

番号	設置主体	施設名称	所在地	供用開始	処理方式	処理能力	備考
17	志摩市 (旧大王町)	大王清掃センター	志摩市大王町波切2321	平成9年4月	堆肥化・飼料化	0.12t/日	休止

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1（平成30年度）

1 地域の概要

(1) 地域名 志摩市	(2) 地域内人口 51,872 (H29.3.31)	(3) 地域面積 178.94km ²
(4) 構成市町村等名 志摩市	(5) 地域の要件* <input type="checkbox"/> 人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖繩 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 山村 <input type="checkbox"/> 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他	
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：	設立（予定）年月日： 年 月 日 設立、認可予定

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成35年度
排出量	事業系 総排出量（トン）	7,042	7,126	7,522	4,509	4,659	4,777	3,634
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	2.00	2.33	2.43	1.51	1.57	1.61	1.21
	生活系 総排出量（トン）	14,707	15,073	14,303	13,807	13,777	13,774	11,314
	1人当たりの排出量（kg/人）	219	227	220	208	213	220	193
	合計 事業系生活系排出量合計（トン）	21,749	22,199	21,825	18,316	18,436	18,551	14,948
再生利用量	直接資源化量（トン）	1,270	1,358	1,613	154	154	126	135
	総資源化量（トン）	3,582	3,633	4,146	3,556	3,681	3,768	3,038
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量 MWh）	—	—	—	4,326	4,458	4,626	3,726
減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	14,387	14,688	14,344	14,717	13,796	14,320	11,908
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	4,097	4,175	3,605	286	1,158	671	180

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力（単位）	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力（単位）	
中継施設	志摩市						ごみ輸送の効率化	積替	H31.11	0.9t/日	大王地区

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付する。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成35年度
総人口		56,567	55,526	54,595	53,592	52,645	51,872	46,563
公共下水道	汚水衛生処理人口	3,073	3,091	3,068	3,137	3,123	3,233	3,694
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.4%	5.6%	5.6%	5.9%	5.9%	6.2%	7.9%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	1,791	1,783	1,790	1,817	1,795	1,775	1,978
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.2%	3.2%	3.3%	3.4%	3.4%	3.4%	4.2%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	18,584	19,113	19,373	19,591	19,019	19,375	21,917
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	32.9%	34.6%	35.5%	36.6%	36.1%	37.4%	47.1%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	33,119	31,539	30,364	29,047	28,708	27,489	18,974

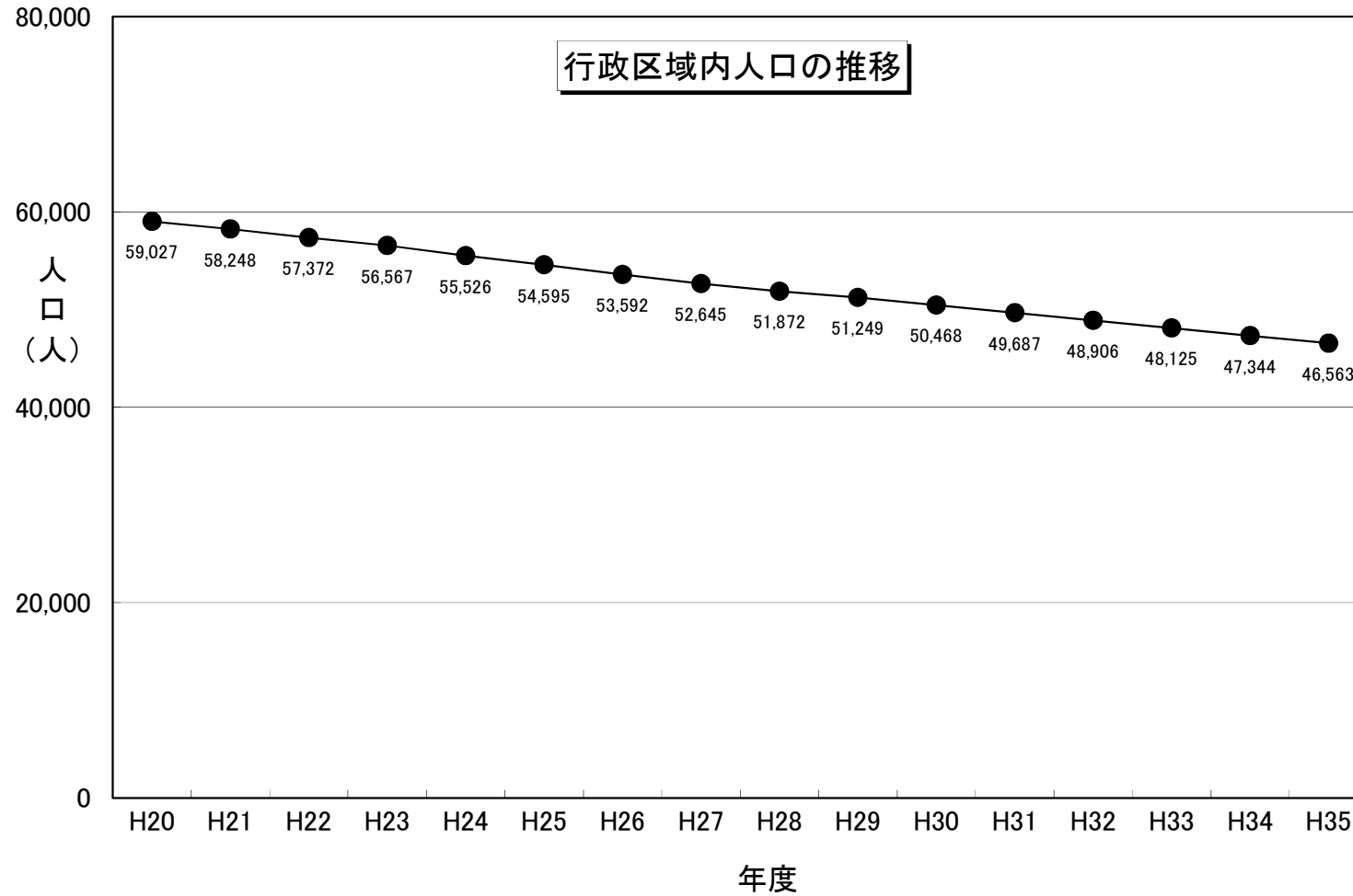
※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。(別紙参考を参照)

22 5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容(H28年度)			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	志摩市	6,677	19,375	H3.4	1,500	3,435	H35	300基/年

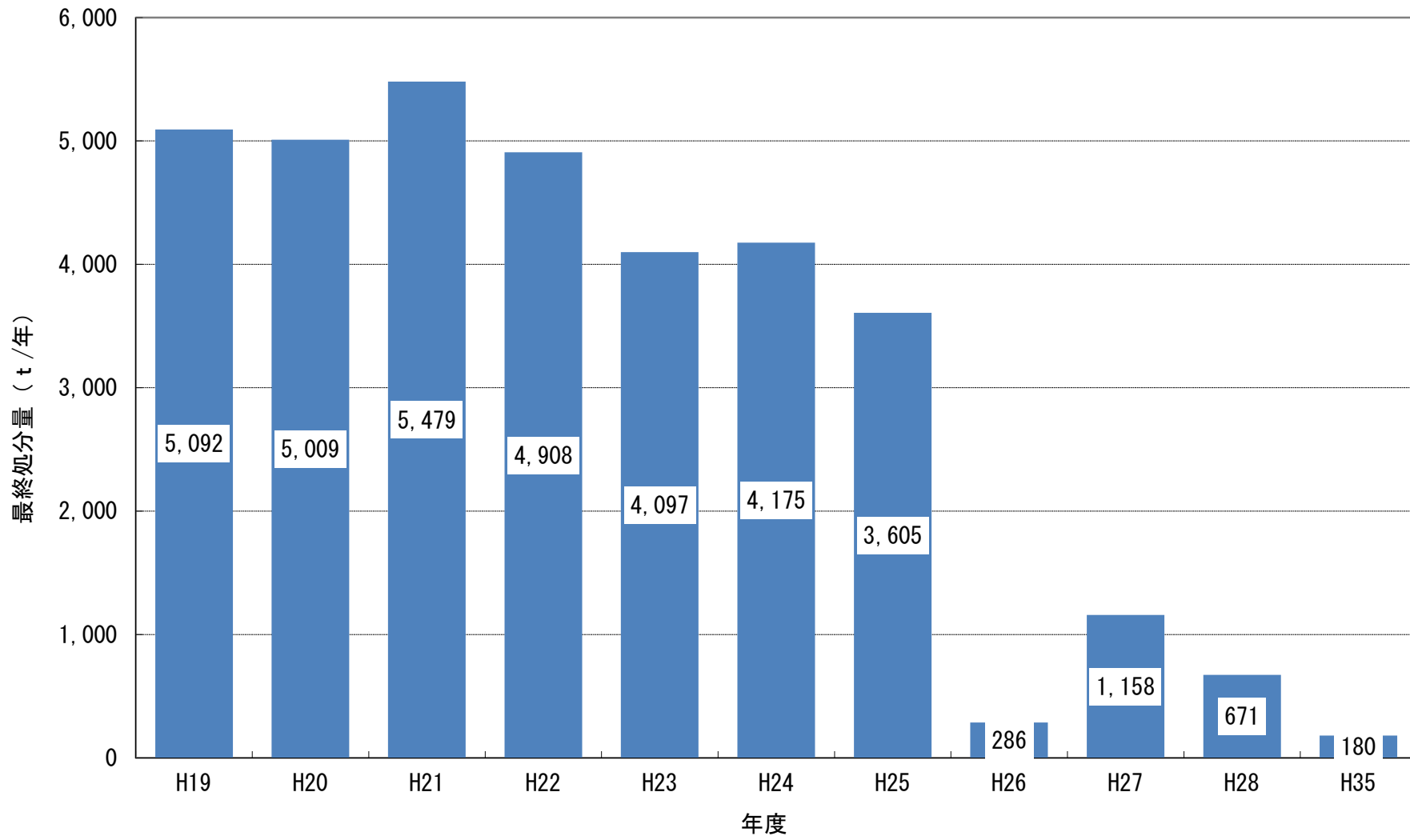
※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付のこと。

■添付資料-5 現状と目標のトレンドグラフ

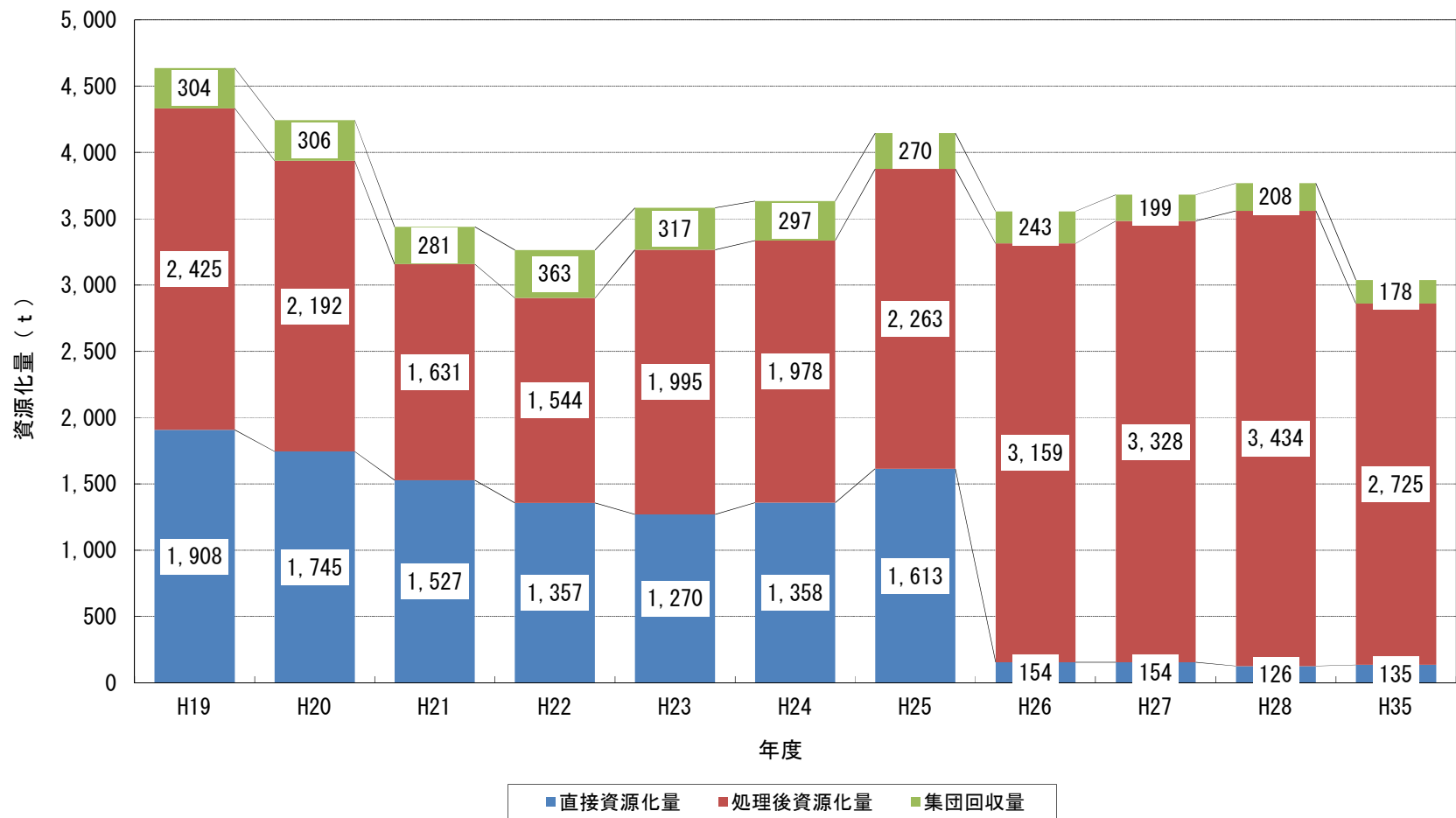


出典：平成29年度以降の人口：ごみ処理基本計画(平成28年3月，志摩市)

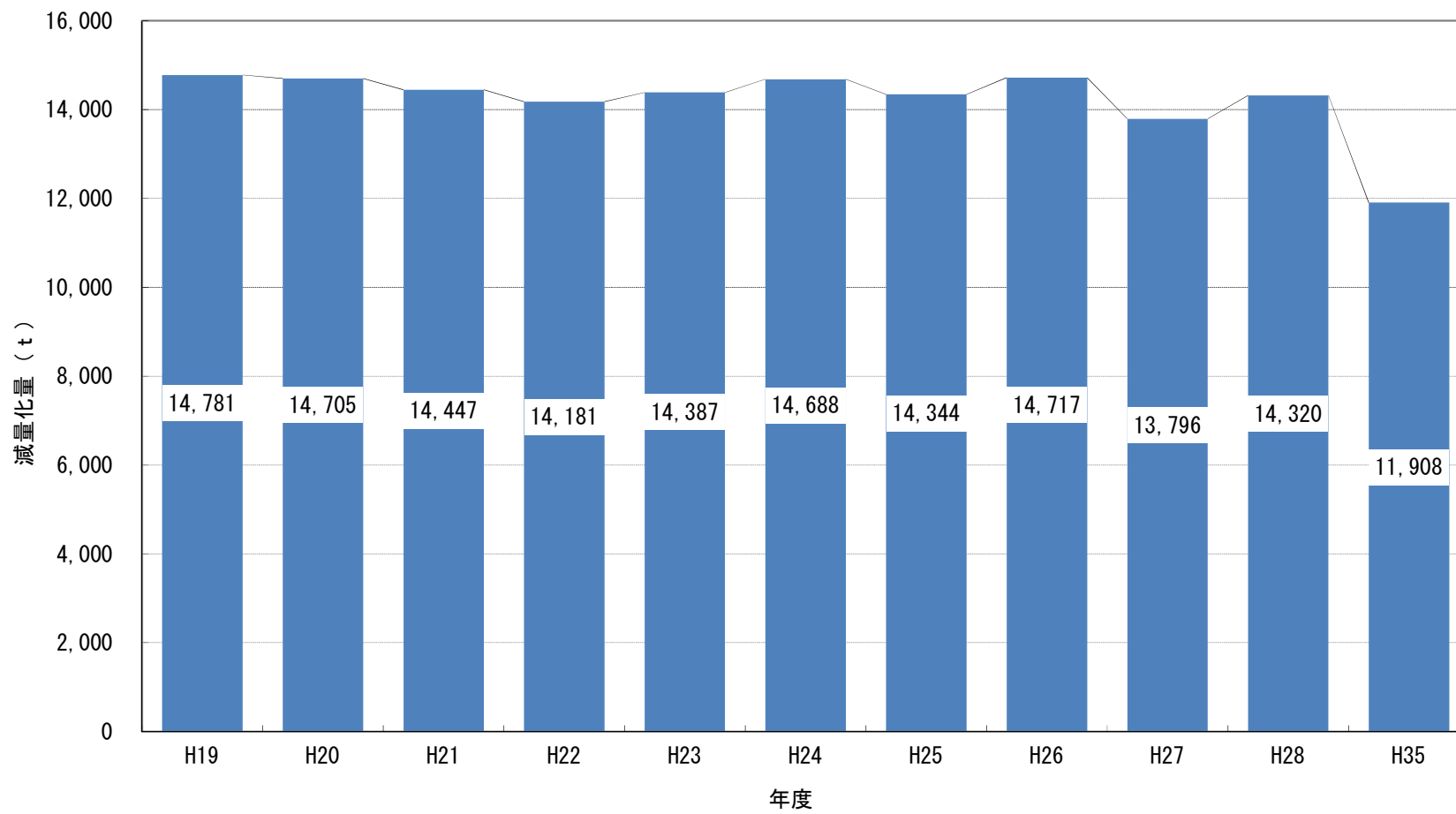
最終処分量の推移



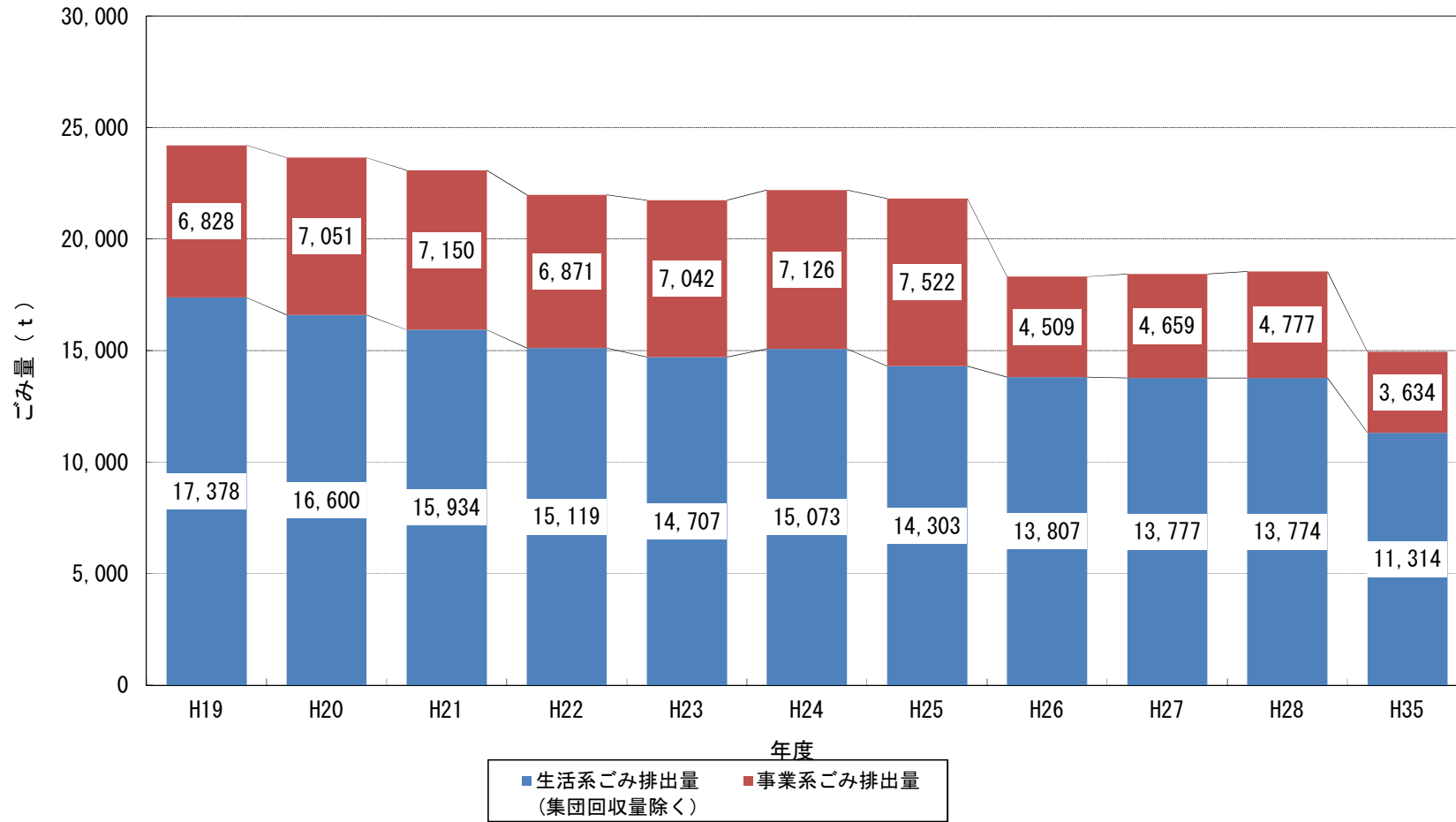
再生利用量の推移



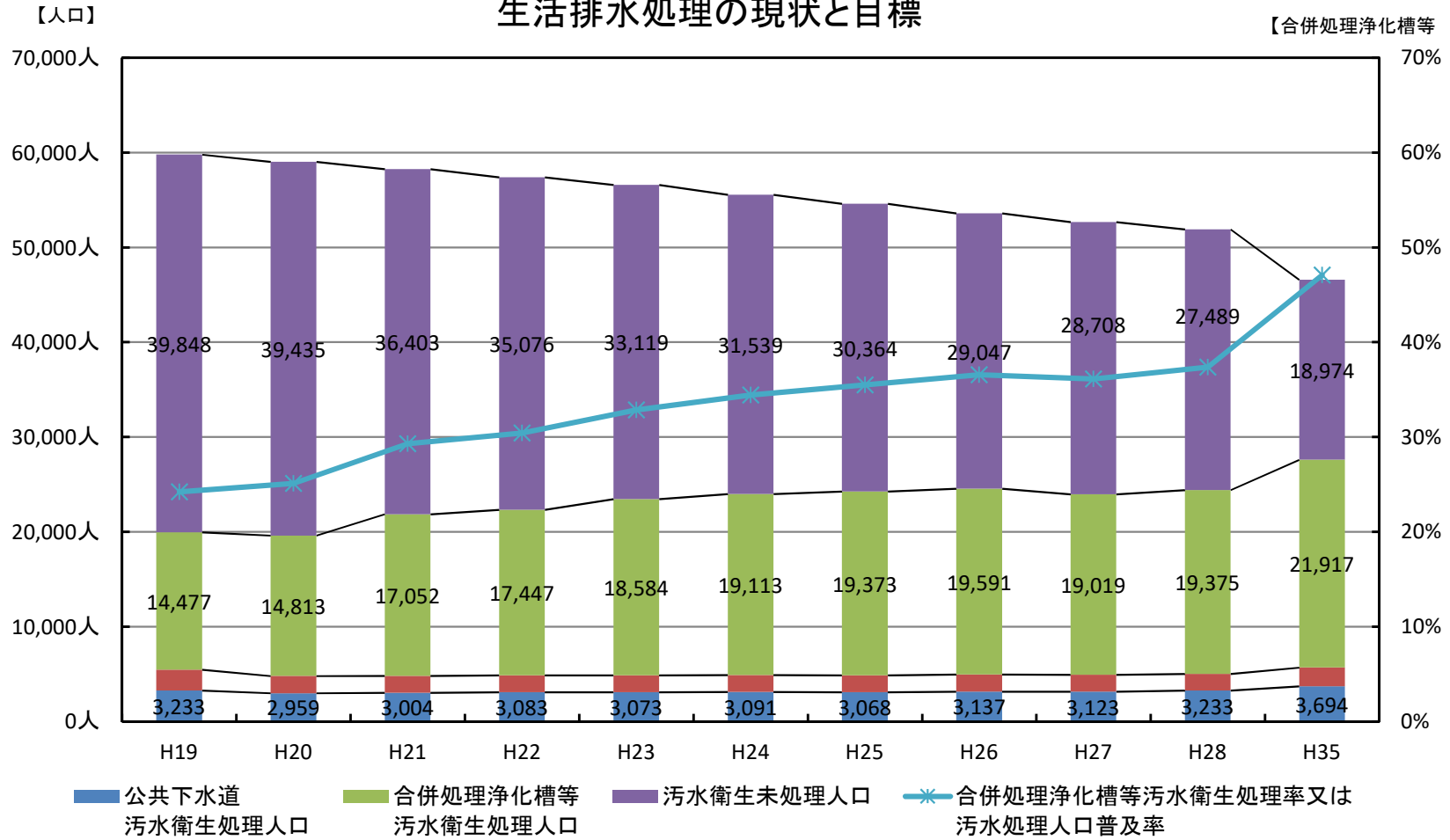
中間処理による減量化量の推移



ごみ排出量の推移



生活排水処理の現状と目標



出典：志摩市資料，生活排水処理基本計画(志摩市，平成28年3月)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 3 0 年度)

事業種別	事業 番号 ※1	事業主体 名 称 ※2	規模		事業期間 交付期間		総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)						
							単位	開始	終了	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
○マテリアルリサイクル推進施設整備事業							439,836	258,508	181,328	0	0	0	342,895	180,956	161,939	0	0	0
大王地区中継施設	1	志摩市	0.9	t/日	H30	H31	439,836	258,508	181,328	0	0	0	342,895	180,956	161,939	0	0	0
○浄化槽に関する事業							557,370	111,474	111,474	111,474	111,474	111,474	557,370	111,474	111,474	111,474	111,474	111,474
浄化槽設置整備	3	志摩市			H30	H26	557,370	111,474	111,474	111,474	111,474	111,474	557,370	111,474	111,474	111,474	111,474	111,474
○施設整備に関する計画支援に関する事業							11,059	11,059	0	0	0	0	7,300	7,300	0	0	0	0
大王地区中継施設に係る基本設計等	31	志摩市			H30	H30	11,059	11,059	0	0	0	0	7,300	7,300	0	0	0	0
合 計							1,008,265	381,041	292,802	111,474	111,474	111,474	907,565	299,730	273,413	111,474	111,474	111,474

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
 ※2 広域連合、一部事務組合については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間 開始 終了	交付金の 必要 否	事業計画					備考
							平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	
発生抑制、再生利用の推進に関するもの	11	環境教育、普及活動の充実	市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底する。	志摩市	H30 H34		継続実施					
	12	容器包装廃棄物の排出抑制	レジ袋の容量化やノーレジ袋・マイバック持参運動を推進するとともに、小売店・スーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかける。	志摩市	H30 H34		継続実施					
	13	生ごみ減量化の推進	市民に対して、家庭内でのエコクッキング等による食品ロスの削減や水切りの徹底について啓発するとともに、電気式家庭用生ごみ処理機の購入助成を行う。	志摩市	H30 H34		継続実施					
	14	資源回収システム等の整備	リサイクル事業奨励金交付制度を活用し、子供会・自治会等による資源物の回収を拡大する。また、使用済小型電子機器の回収システムを整備する。	志摩市	H30 H34		継続実施					
	15	事業系ごみの排出管理と指導の徹底	事業系ごみについて、ごみの減量化・資源化方法について指導・啓発を行い、ごみ減量指導を強化する。また、多量排出事業者等に対して、減量化計画の策定指導を行う。	志摩市	H30 H34		継続実施					
	16	生活排水処理に関する啓発活動の推進	市民が生活排水の発生源である各家庭の台所、トイレ、風呂、洗濯機等からの生活排水に意識を傾け、水環境について正しく解するための啓発活動を推進する。	志摩市	H30 H34		継続実施					
	17	有料化	生活系ごみについて、排出抑制及び一層の費用負担の公平性確保のため、平成34年度を目標に、料金徴収方法、手数料単価について検討を行う。	志摩市	H30 H34		継続実施					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	広域処理に伴う効率的な収集・運搬体制の確立	粗大ごみについては、市民の利便性を考慮して引き続き中継輸送を行うとともに、資源ごみについても効率的な収集・運搬体制を構築する。	志摩市	H30 H34		粗大ごみの中継輸送の継続実施 資源ごみの効率的な収集・運搬体制の構築					関連事業1及び2
	22	広域処理に伴う焼却施設の解体撤去	広域処理に伴い休止した焼却施設の適正かつ計画的な解体撤去を順次進めるとともに、その跡地の有効利用について検討する。	志摩市	H30 H34		事業の実施					関連事業1及び2
	23	最終処分場の延命化と適正な閉鎖	運用中の最終処分場については、延命化を図るために、埋立物の減量化と搬入管理を徹底する。埋立が終了した最終処分場は、適正な閉鎖事業を進める。	志摩市	H30 H34		事業の実施					
	24	生活排水処理対策の推進	下水道や農業・漁業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進める。	志摩市	H30 H34		事業の推進					
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	大王清掃センター(焼却施設)の解体撤去を行うとともに、その跡地を活用して資源ごみの中継施設を整備する。	志摩市	H30 H31	○	解体工事	建設工事				
	2	合併浄化槽整備		志摩市	H30 H34	○	合併浄化槽整備(個人設置型)					
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援		志摩市	H30 H30	○	基本設計等					
その他	41	再使用、環境物品等の使用促進	不要品交換会やフリーマーケット等を開催する場所や情報を提供し、再利用(リユース)によるごみ減量の推進の場を広げていく。	志摩市	H30 H34		普及啓発					
	42	災害廃棄物対策	災害時には、「志摩市災害廃棄物処理計画」に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行う。	志摩市	H30 H34		体制整備に向けた継続した検討					
	43	不適正処理、不法投棄対策	市民及び事業所に対して適正処理への協力を呼びかけ、地域一体となって対策に取り組むとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努める。	志摩市	H30 H34		監視・指導・防止体制の強化					
	44	海岸漂着物対策	三重県海岸漂着物対策推進計画において最重点地区に指定されている区域については、海岸管理者、県、市町が民間団体等と連携し、清掃活動を拡大・活性化していく。	志摩市	H30 H34		支援・協力体制の構築					

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
 ※2 広域連合、一部事務組合については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

【参考資料様式1】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 三重県

(1)事業主体名	志摩市
(2)施設名称	大王地区中継施設
(3)工期	平成30年度～平成31年度
(4)施設規模	0.9t/日
(5)処理方式	積替
(6)地域計画内の役割	広域処理に伴い休止した大王清掃センターの解体撤去とその跡地を有効利用して、中継施設を整備し資源ごみの収集・運搬効率の効率化を図る。
(7)廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8)ストック対象物	該当なし
------------	------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9)容器包装リサイクル推進施設の内訳	該当なし
---------------------	------

「灰溶融施設」を整備する場合

(10)スラグの利用計画	該当なし
--------------	------

(11)事業計画額	439,836千円
-----------	-----------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	志摩市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止, 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため, 「志摩市生活排水処理基本計画」(平成28年3月)に基づき実施する。
(4) 事業期間	平成 30 年度 ~ 平成 34 年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)に定めるアの(イ)・(エ)・(カ)の地域 浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)に定めるイの(イ)の地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 598,560 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 (3,435人分)	うち 単独撤去	基準額 (千円)	対象経費 支出予定額 (千円)	交付対象 事業費 (千円)
5人槽	840基(1,924人分)	基	399,960	306,120	306,120
6~7人槽	650基(1,488人分)	基	337,950	287,730	287,730
8~10人槽	10基(23人分)	基	6,210	4,710	4,710
11~20人槽	基(人分)	基			
21~30人槽	基(人分)	基			
31~50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	1,500基(3,435人分) 改築を除く	基	744,120	598,560	598,560

【参考資料様式7】

計画支援概要

都道府県名 三重県

(1) 事業主体名	志摩市
(2) 事業目的	広域処理に伴う中継施設の整備のため
(3) 事業名称	大王地区中継施設（事業番号1）に係る事前調査・設計等事業
(4) 事業期間	平成30年度
(5) 事業概要	・中継施設設計
(6) 事業計画額	11,059千円

